第22期 第18回 筑前海区漁業調整委員会議事概要

- **1. 日 時** 令和5年6月21日(水)13:57~15:15
- 2. 場 所 福岡県庁 漁業調整委員会室(福岡市博多区東公園7番7号)
- 3. 出席者

筑前海区漁業調整委員会 委員 9名

4. 臨席者

福岡県農林水産部水産局漁業管理課 3名 筑前海区漁業調整委員会事務局 3名 福岡県水産海洋技術センター 1名 福岡県漁業協同組合連合会 1名

5. 議題及び議決内容

(1) 令和5年下期土石採取計画について(協議)

(説明)

漁業管理課から資料1に基づき説明がなされた

(主な審議や意見)

特になし

(審議結果)

採取区域であっても砂等を採取する場合、漁業に対する影響を最小限にするように十分留意していただきたいという意見を付けて、承認することを決定した

(2) 筑前海におけるあわびの採捕期間制限に係る委員会指示について (協議)

(説明)

漁業管理課から資料2に基づき、説明がなされた

(主な審議や意見)

特になし

(審議結果)

原案のとおり委員会指示を発出することを決定した

(3) 筑前海におけるなまこの採捕期間制限に係る委員会指示について(協議)

(説明)

漁業管理課から資料3に基づき、説明がなされた

(主な審議や意見)

特になし

(審議結果)

原案のとおり委員会指示を発出することを決定した

(4) なまこけた網の許可方針の改正について(協議)

(説明)

漁業管理課から資料4に基づき、説明がなされた

(主な審議や意見)

委員:北九州地区が他地区に比べ漁業時期がずれているが、豊前海の方はどうなるのか

漁業管理課:豊前海では産卵時期のずれは確認されなかった

(審議結果)

原案のとおり漁業許可方針を改正することが承認された

(5) 浮きを使用した釣りの制限に関する委員会指示について(協議)

(説明)

事務局から資料5に基づき、説明がなされた

(主な審議や意見)

委員:遊漁船が大規模にとか独占的に浮き流し釣りをするイメージがないが、これは 遊漁船なのか。

委員: プレジャーボートが多いと思うが、非常に長い距離を浮きを流していくために、 面的に漁場を大きく占有する形となり、漁業者の操業に支障が出る

(審議結果)

原案のとおり委員会指示を発出することが承認された

(6) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について(協議) (説明)

事務局から資料6に基づき、説明がなされた

(主な審議や意見)

委員:韓国はえ縄漁船について、日韓の相互入漁が停止した以前に比べ我が国のEEZ 内の国内の漁業の利用度が上がっていることから、そういうことも踏まえて要望 して欲しい

委員:新たな資源管理措置について、運用管理をするための調査や報告をさせるための 仕組み作りや人員配置が絶対に必要となってくるため、その点を1項目追加して 欲しい

委員:漁業者は資源管理そのものに反対しているわけでもなく、また先送りにしたいから言っているわけではないというニュアンスを入れて欲しい

委員:大中型まき網漁業と同じ漁場を操業する中型まき網の操業期間は、違反の状況など情報が入りやすいが、中型まき網の禁漁期間はそういった情報が入りにくいため、県の取締船にその情報が入りにくい時期にある程度集中して大中型まき網の操業状況の把握や違反に対する指導を行って欲しい

(審議結果)

原案を修正し、次回の委員会で再度審議を行うことを決定した

(7) その他

特になし